

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC営業所（以下「営業所」という。）においてトラック運転手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月に所長が交代してから営業所内の人間関係が悪くなり、これを改善しようと請求人は平成〇年〇月、会社外の労働組合に加入したが、同年〇月、再度所長が代わってからは上司や同僚から無視されるようになったという。これに加え、1日13時間以上の労働と、不規則な出社時間のために、請求人は体調を崩したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ICD-10診断ガイドラインに照らすと、請求人に呈した症状は、うつ病エピソードの典型的な症状である、抑うつ気分、興味と喜びの喪失、活動性の減退による易疲労感の増大や活動性の減少は看取されておらず、うつ病エピソード圏であるとは認められないことから、平成〇年〇月上旬頃に『F43.2 適応障害』を発病したと判断する。」と述べている。当審査会としても、本件一件記録からみられる請求人の症状及び経過等に鑑み、専門部会の意見は妥当なものであり、請求人は、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

(ア) 請求人らは、概ね良好であった人間関係が、請求人がEに加入後、F元所長からEを辞めるように言われるも断ったことから、次第にF元所長と同僚の態度が変わり、些細なことで指摘されたり、同僚が挨拶を返さないなど無視されるようになったと主張している。

この点、G部長は、請求人は、「社員が協力して行う積み置き作業や定例的な会議を欠席したり、他の社員が挨拶をしても無視したりすることがあり、同僚など周囲から疎遠になっていたもので、Eの加入前から周りの運転手などの社員との仲は悪かった。」旨申述している。また、H所長は、要旨、請求人はIやJとは話していたが、会社の他の運転手とは会話していなかったが、請求人と同じ組合に加入したIとJは、別の組合に加入している他の運転手とも普通に会話していたと申述している。さらに、Iは、「同人が会社に入社した時点で既に請求人と周囲との関係は悪く、そのことは請求人も認めており、また、同人が請求人と言い争いになると、挨拶しても請求人から無視される状況が続き、実際は請求人が挨拶をしなかったのではないかと考えている。」旨申述している。加えて、Jは、「上司や同僚が請求人に対して嫌がらせをしているというよりは、請求人が過敏に反応することで人間関係が悪化している。」旨申述している。

以上の各申述を踏まえると、請求人の主張の内容は人格否定の出来事があったというよりは、請求人が複数の同僚等との関係の中で一定の不快感を覚えたことは認められる。そうすると、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に当てはめて評価し、その心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが妥当と判断する。

(イ) 請求人らは、平成〇年〇月〇日に発生した請求人のミスに関し、5日間の下車勤務という処分を受け、顛末書の提出や草むしりを行わされたこ

とは過大な制裁を科したものであり、重大な心理的負荷をもたらすものであった旨主張している。

同制裁について、Iは、「請求人は、必要な点検を怠り、罰として下車勤務になったもので、以前、スピード違反で同じく下車勤務になった者もおり、特に請求人だけが重い罰を科された訳ではないとし、そもそも請求人は腰痛を理由に草むしりを1、2日くらいしかしておらず、その後は勤務室で待機して、テレビを見ていた。」旨申述している。また、Jは、「下車勤務5日間という罰則はむしろ軽いくらいであり、草むしりをした者は他にもおり、特に請求人に対して草むしりを指示したことはおかしいことではなく、当たり前のことである。」旨申述している。

上記の申述からして、当審査会としても、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に当てはめて評価するも、会社の経営に影響するようなものではなく、また、下車勤務5日間という罰則は前例やミスの程度から判断すると過大な制裁とは言えず、事後対応に請求人が当たったという事実も認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 請求人の時間外労働に関し、請求人らは、休憩時間及び昼休みの時間も労働時間に算入すべきであり、請求人には評価期間において長時間の時間外労働が認められる旨主張しているところ、当審査会において、改めて一件記録を精査するも、監督署長が認定した労働時間数は妥当であると判断する。これによれば、請求人の発病前3か月における時間外労働時間は78時間19分であり、前月から20時間以上増加していることが認められ、当審査会としても、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価することが相当とするも、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(エ) 以上のことからすると、業務による心理的負荷の総合評価「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らないものである。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右する

に足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。